

純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額  
 出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産  
 特定の公益法人などに寄附した相続財産・  
 特定公益信託などのために支出した相続財産

# の明細書

被相続人

第14表 (令和7年1月分以降用)

## 1 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細

この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人(注)が、その相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産がある場合に記入します。

(注) 被相続人から租税特別措置法第70条の2の2第12項第1号((直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税))に規定する管理残額及び同法第70条の2の3第12項第2号((直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税))に規定する管理残額以外の財産を取得しなかった人(その人が被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得している場合を除きます。)は除きます。

番号	贈与を受けた人の氏名	贈与年月日	相続開始前3年以内に暦年課税に係る贈与を受けた財産の明細				② ①の価額のうち特定贈与財産の価額	③ 相続税の課税される価額(①-②)	
			種類	細目	所在場所等	数量			①価額
1	・	・					円	円	円
2	・	・							
3	・	・							
4	・	・							

贈与を受けた人ごとの③欄の合計額	氏名	(各人の合計)						
④金額			円	円	円	円	円	円

上記「②」欄において、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した居住用不動産や金銭の全部又は一部を特定贈与財産としている場合には、次の事項について、「(受贈配偶者)」及び「(受贈財産の番号)」の欄に所定の記入をすることにより確認します。

(受贈配偶者)  私は、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した上記  の特定贈与財産の価額については贈与税の課税価格に算入します。  
 なお、私は、相続開始の年の前年以前に被相続人からの贈与について相続税法第21条の6第1項の規定の適用を受けていません。

(受贈財産の番号)

(注) ④欄の金額を第1表のその人の「純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額⑤」欄及び第15表の⑦欄にそれぞれ転記します。

## 2 出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産の明細

この表は、被相続人が人格のない社団又は財団や学校法人、社会福祉法人、宗教法人などの出資持分の定めのない法人に遺贈した財産のうち、相続税がかからないものの明細を記入します。

遺贈した財産の明細					出資持分の定めのない法人などの所在地、名称
種類	細目	所在場所等	数量	価額	
				円	
合 計					

## 3 特定の公益法人などに寄附した相続財産又は特定公益信託などのために支出した相続財産の明細

私は、下記に掲げる相続財産を、相続税の申告期限までに、

- 国、地方公共団体又は租税特別措置法施行令第40条の3に規定する法人に対して寄附をしたので、租税特別措置法第70条第1項の規定の適用を受けます。
- 租税特別措置法第70条第3項に規定する特定公益信託(所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第54条第2項に規定する特定公益信託を含みます。)又は公益信託に関する法律第2条第1項第1号に規定する公益信託の信託財産とするために支出したので、租税特別措置法第70条第3項の規定の適用を受けます。
- 特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人に対して寄附をしたので、租税特別措置法第70条第10項の規定の適用を受けます。

寄附(支出)年月日	寄附(支出)した財産の明細				公益法人等の所在地・名称(公益信託の受託者及び名称)	寄附(支出)をした相続人等の氏名
	種類	細目	所在場所等	数量		
・					円	
・						
合 計						

(注) この特例の適用を受ける場合には、期限内申告書に一定の受領書、証明書類等の添付が必要です。